

決算委員会

委員一覧 (30名)

委員長	片山 さつき (自民)	酒井 庸行 (自民)	羽田 次郎 (立憲)
理事	越智 俊之 (自民)	末松 信介 (自民)	村田 享子 (立憲)
理事	藤川 政人 (自民)	高橋 はるみ (自民)	杉 久武 (公明)
理事	藤木 眞也 (自民)	柘植 芳文 (自民)	竹谷 とし子 (公明)
理事	青木 愛 (立憲)	豊田 俊郎 (自民)	新妻 秀規 (公明)
理事	窪田 哲也 (公明)	西田 昌司 (自民)	石井 章 (維新)
理事	山口 和之 (維新)	森 まさこ (自民)	柳ヶ瀬 裕文 (維新)
	赤池 誠章 (自民)	和田 政宗 (自民)	竹詰 仁 (民主)
	岩本 剛人 (自民)	大椿 ゆうこ (立憲)	浜口 誠 (民主)
	太田 房江 (自民)	古賀 之士 (立憲)	仁比 聡平 (共産)

(会期終了日 現在)

(1) 審議概観

第217回国会における本委員会付託案件は、令和5年度決算外2件(第216回国会提出)、令和5年度予備費関係4件(第216回国会提出)である。

審査の結果、令和5年度決算外2件はいずれも是認すべきものと議決した。また、令和5年度予備費関係4件はいずれも承諾を与えるべきものと議決した。

〔令和5年度決算の審査〕

令和5年度決算外2件は、第216回国会の令和6年11月29日に提出され、12月20日の本会議において概要報告及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、同日の委員会において加藤財務大臣から概要説明を聴取し、今国会の令和7年4月7日に石破内閣総理大臣を始め全大臣出席の下、全般質疑を行った。

なお、同日の委員会において、1月24日に石破内閣総理大臣から議長に対し文書により報告された令和4年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置に関して、令和4年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置と併せて、加藤財務大臣から説明を聴取した。令和4年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置は、内閣に対する警告と対比して示すと、次のとおりである。

内閣に対する警告	政府の講じた措置
<p>(1) 小林製菓株式会社が製造販売した紅麴原料を含む機能性表示食品の摂取により、死亡事例や入院事例など深刻な健康被害が多数発生したこと、消費者庁のガイドライン等では事業者が健康被害を把握した場合の報告義務や明確な報告基準が定められていないため、同社による被害把握から報告までに2か月以上を要し、被害の拡大を招く事態となったことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、規制改革の一環として導入され、事業者の責任において届出だけで機能性を表示できる制度の下で、国民の生命と健康を脅かす事態が生じたことを重く受け止め、製造過程における安全性の確保や健康被害報告の厳格化を図るなど、制度を抜本的に見直し、再発防止に万全を期すべきである。</p>	<p>(1) 紅麴原料を含む機能性表示食品による健康被害については、関係閣僚会合で取りまとめられた「紅麴関連製品に係る事案を受けた機能性表示食品制度等に関する今後の対応」を踏まえ、「食品表示基準」及び「食品衛生法施行規則」を改正したところである。</p> <p>具体的には、機能性表示食品の届出者に対して、健康被害と疑われる情報の収集と都道府県知事等や消費者庁長官へ提供することを義務付け、提供期限等の明確な基準を示したほか、錠剤・カプセル剤等食品の適正製造規範に基づく製造・品質管理等も規定したところであり、令和7年度予算において、当該管理の状況を確認する立入検査等の体制を整備することとしている。</p> <p>引き続き、科学的情報を収集しつつ、同一事案の発生防止のための食品衛生上の措置を検討してまいり所存である。</p>
<p>(2) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村における国産豚肉の提供に係る請負契約について、農林水産省の担当職員が年度ごとに業務を分割し2件の契約とする手続を煩雑であるなどとして、契約相手先との合意内容と異なる履行期限や架空の数量を記載した契約書を作成したのみならず、検査職員も事実と異なる検査調書を作成し、同省が契約金額全額を支払っていたことは、遺憾である。</p> <p>政府は、国の財政の基本原則である予算の単年度主義を軽視して、会計法令に違反し、著しく適正を欠いた契約手続を行い、さらに組織としても防止できなかったことにより、政府全体の法令遵守意識に対する疑念を招いたことを重く受け止め、職員の意識改革や知識向上を図るとともに、会計法令の遵守を徹底させ、再発防止に万全を期すべきである。</p>	<p>(2) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の食材調達に係る不適正な契約手続については、同様の事案の再発を防止する観点から、農林水産省の契約事務を担当する職員及び管理監督者に対して通知等を発出して契約事務の適正化に向けた再発防止の注意喚起を行ったところである。</p> <p>また、全職員を対象に実施した研修において、不適切な事例として取り上げるなど、職員の意識改革及び知識向上にも努めているところである。</p> <p>引き続き、会計法令の遵守の徹底及び再発防止に努めてまいり所存である。</p>

<p>(3)平成19年に航空機による滑走路誤進入事案が相次いだことを踏まえ、国土交通省において再発防止に向けた取組を行ってきたにもかかわらず、令和6年1月、羽田空港の滑走路上で日本航空機と海上保安庁機が衝突、炎上し、多くの乗員乗客が巻き込まれ、海上保安庁職員5名が亡くなる重大事故が発生したことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、公共交通機関として人々の移動やインバウンド政策を支える航空において、何よりも安全性が優先されなければならない中、重大事故により尊い人命が失われたことを重く受け止め、同様の事故を二度と発生させることのないよう、原因究明と実効性のある再発防止策を徹底するとともに、航空管制官の人的体制の強化・拡充を通じて、航空の安全・安心の確保に万全を期すべきである。</p>	<p>(3)羽田空港における航空機衝突事故については、現在、その原因を究明するための調査を運輸安全委員会が行っているところである。</p> <p>再発防止策については、令和6年6月の羽田空港航空機衝突事故対策検討委員会における中間取りまとめを踏まえ、滑走路誤進入に係る注意喚起システムの強化等を進めている。</p> <p>また、航空機の離着陸に係る監視体制の強化を図るため、羽田空港等において、同年7月に航空管制官の緊急増員を行い、令和7年度から離着陸調整担当を新設するなど航空管制官の人的体制の強化・拡充に取り組んでいるところである。</p> <p>引き続き、航空の安全・安心の確保に万全を期してまいる所存である。</p>
<p>(4)令和6年4月、鳥島東海域において海上自衛隊のヘリコプター2機が空中衝突して墜落し、搭乗員1名が亡くなり、いまだ7名が行方不明となっている事故が発生したが、5年4月にも宮古島沖で陸上自衛隊のヘリコプターが墜落して搭乗員10名全員が亡くなるなど、自衛隊のヘリコプター墜落による重大事故が近年相次いで発生していることは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、大切な隊員の命が失われる事故が繰り返されていることを重く受け止め、事故原因を究明するのみならず、これまでの事故の教訓を風化させることがないよう、再発防止に向けた航空機の点検、操縦者への教育、各部隊における指導を徹底するとともに、操縦者の負担軽減のため必要十分な人員を確保して、安全管理に万全を期すべきである。</p>	<p>(4)令和6年4月の海上自衛隊ヘリコプター墜落事故については、同年7月に公表した事故調査結果等を踏まえ、搭乗員による見張り要領の徹底、複雑な作戦環境下における適切な高度管理、装備品の改修等の再発防止策を講じているところである。</p> <p>また、令和5年4月の陸上自衛隊ヘリコプター墜落事故については、令和6年3月に公表した事故調査結果等を踏まえ、事故原因であるエンジン出力低下の要因に対するより詳細な点検・検査の実施、対処要領の教育などの再発防止策等を講じているところである。</p> <p>引き続き、これまでの事故の教訓を風化させることがないよう、事故の再発防止策を徹底し、安全管理に万全を期してまいる所存である。</p>

4月9日以降省庁別審査を計6回行った後、5月26日には加藤財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑、6月9日には石破内閣総理大臣を始め全大臣出席の下、締めくり総括質疑を行った。令和5年度決算審査における質疑の主な項目は、補正予算の執行状況に係る公表の在り方、米国による関税措置への対応策、米の安定供給に向けた取組状況、効果が発現していないODA事業を改善する必要性などである。

同日の質疑終局の後、委員長より、令和5年度決算についての4項目から成る内閣に対する警告案及び10項目から成る令和5年度決算審査措置要求決議案が示された。

討論の後、採決の結果、令和5年度決算は多数をもって是認すべきものと、内閣に対する警告案は全会一致をもって警告すべきものと議決した。内閣に対し警告する事項は、①独立行政法人国際協力機構における入札情報の漏えいについて、②IT導入支援事業における補助金の不正受給について、③埼玉県八潮市における道路陥没事故について、④海上自衛隊の潜水艦乗組員に対する不正な便宜供与についてである。

次に、令和5年度決算審査措置要求決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定した。措置要求決議の内容は、①農林水産省共通申請サービスの不適切な制度設計について、②福島再生加速化交付金により設置造成された基金の有効活用について、③スマートシティ推進事業によるサービスの低調な利用実態について、④効果が発現していない政府開発援助（ODA）事業について、⑤補正予算の執行状況の公表について、⑥事業の委託契約等における透明性の確保について、⑦高額所得者等に対する公営住宅の明渡請求等の実施状況について、⑧循環型社会形成推進交付金の過大交付が繰り返されている事態について、⑨防衛省の契約において実績が反映されていない過大な支払が繰り返されている事態について、⑩防衛省の定める設計要領等の不備についてである。

次に、令和5年度国有財産増減及び現在額総計算書は多数をもって是認すべきものと決定し、次いで令和5年度国有財産無償貸付状況総計算書は多数をもって是認すべきものと決定した。

〔令和5年度予備費の審査〕

令和5年度予備費関係4件は、令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、令和5年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、令和5年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書、令和5年度特別会計予算総則第21条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書であり、いずれも第216回国会の令和6年11月29日に提出された。今国会の令和7年5月20日に衆議院から受領した後、5月23日に本委員会に付託され、5月26日、加藤財務大臣から概要説明を聴取し、決算外2件と一括して質疑を行った。

同日に討論を行った後、採決の結果、令和5年度予備費関係4件はいずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。

〔国政調査〕

国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、令和7年4月7日及び5月26

日、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件について、4月7日、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について、原田会計検査院長からそれぞれ説明を聴取した。

また、6月9日、国会法第105条の規定に基づき、会計検査院に対し検査要請を行うことを決定した。要請した項目は、就職氷河期世代支援施策の実施状況等についてである。

(2) 委員会経過

○令和7年4月7日(月) (第1回)

— 全般質疑 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和5年度決算外2件の審査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。
- 令和5年度決算外2件について石破内閣総理大臣、林内閣官房長官、坂井内閣府特命担当大臣、赤澤内閣府特命担当大臣、あべ文部科学大臣、伊藤復興大臣、伊東国務大臣、武藤経済産業大臣、中野国土交通大臣、三原内閣府特命担当大臣、福岡厚生労働大臣、加藤財務大臣、岩屋外務大臣、村上総務大臣、江藤農林水産大臣、浅尾環境大臣、武部文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

赤池誠章君(自民)、太田房江君(自民)、本田顕子君(自民)、羽田次郎君(立憲)、古賀之士君(立憲)、大椿ゆうこ君(立憲)、杉久武君(公明)、高橋光男君(公明)、柳ヶ瀬裕文君(維新)、石井章君(維新)、竹詰仁君(民主)、山下芳生君(共産)

- 令和5年度決算外2件に関し、令和4年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置及び令和4年度決算審査措置要求決議について政府の講じた措置について加藤財務大臣から説明を聴いた。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件及び会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について原田会計検査院長から説明を聴いた。

○令和7年4月9日(水) (第2回)

— 省庁別審査 —

- 令和5年度決算外2件中、国会、会計検査院、復興庁、総務省及び環境省関係について伊藤復興大臣、村上総務大臣、浅尾環境大臣、滝波農林水産副大臣、今井内閣府大臣政務官、政府参考人及び参考人日本放送協会専務理事小池英夫君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森まさこ君(自民)、岩本剛人君(自民)、川田龍平君(立憲)、青木愛君(立憲)、下野六太君(公明)、新妻秀規君(公明)、高木かおり君(維新)、串田誠一君(維新)、浜口誠君(民主)、仁比聡平君(共産)

○令和7年4月14日(月) (第3回)

— 省庁別審査 —

- 令和5年度決算外2件中、財務省、経済産業省、金融庁、株式会社日本政策金融公庫及び株式会社国際協力銀行関係について加藤国務大臣、武藤経済産業大臣、横山財務副大臣、鰐淵厚生労働副大臣、原田会計検査院長、政府参考人及び参考人日本銀行政策委員会室審議役上條俊昭君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加田裕之君（自民）、越智俊之君（自民）、村田享子君（立憲）、古賀之士君（立憲）、竹谷とし子君（公明）、窪田哲也君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、藤巻健史君（維新）、竹詰仁君（民主）、大門実紀史君（共産）

○令和7年4月21日（月）（第4回）

— 省庁別審査 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 令和5年度決算外2件中、皇室費、内閣、内閣府本府、デジタル庁、警察庁、消費者庁、子ども家庭庁及び沖縄振興開発金融公庫関係について平国務大臣、林内閣官房長官、坂井国務大臣、三原国務大臣、赤澤国務大臣、伊東国務大臣、山地国立国会図書館副館長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

青山繁晴君（自民）、松川るい君（自民）、高木真理君（立憲）、川田龍平君（立憲）、大椿ゆうこ君（立憲）、高橋次郎君（公明）、窪田哲也君（公明）、串田誠一君（維新）、柴田巧君（維新）、浜口誠君（民主）、紙智子君（共産）

○令和7年5月12日（月）（第5回）

— 省庁別審査 —

- 令和5年度決算外2件中、裁判所、法務省及び厚生労働省関係について福岡厚生労働大臣、鈴木法務大臣、友納内閣府大臣政務官、政府参考人、最高裁判所当局及び参考人日本年金機構理事長大竹和彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小野田紀美君（自民）、田中昌史君（自民）、石橋通宏君（立憲）、川田龍平君（立憲）、高橋次郎君（公明）、伊藤孝江君（公明）、柳ヶ瀬裕文君（維新）、嘉田由紀子君（維新）、伊藤孝恵君（民主）、仁比聡平君（共産）

○令和7年5月14日（水）（第6回）

— 省庁別審査 —

- 理事の補欠選任を行った。
- 令和5年度決算外2件中、外務省、防衛省及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門関係について岩屋外務大臣、中谷防衛大臣、古賀経済産業副大臣、政府参考人、会計検査院当局、参考人独立行政法人国際協力機構理事長田中明彦君、同機構理事廿枝幹雄君及び同機構理事小林広幸君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

石橋通宏君（立憲）、川田龍平君（立憲）、新妻秀規君（公明）、窪田哲也君（公明）、松沢成文君（維新）、金子道仁君（維新）、竹詰仁君（民主）、浜口誠君（民主）、仁比聡平君（共産）、高橋はるみ君（自民）、白坂亜紀君（自民）

○令和7年5月19日（月）（第7回）

— 省庁別審査 —

- 令和5年度決算外2件中、文部科学省、農林水産省及び国土交通省関係について中野国土交通大臣、江藤農林水産大臣、あべ文部科学大臣、滝波農林水産副大臣、横山財務副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

宮本周司君（自民）、豊田俊郎君（自民）、村田享子君（立憲）、羽田次郎君（立憲）、佐々木さやか君（公明）、若松謙維君（公明）、石井苗子君（維新）、青島健太君（維新）、上田清司君（民主）、倉林明子君（共産）

○令和7年5月26日（月）（第8回）

— 准総括質疑 —

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第216回国会提出）（衆議院送付）
令和5年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第216回国会提出）（衆議院送付）
令和5年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第216回国会提出）（衆議院送付）
令和5年度特別会計予算総則第21条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第216回国会提出）（衆議院送付）

以上4件について加藤財務大臣から説明を聴いた。

- 令和5年度決算外2件及び予備費関係4件について坂井国家公安委員会委員長、福岡厚生労働大臣、鈴木法務大臣、林内閣官房長官、加藤財務大臣、あべ文部科学大臣、武藤経済産業大臣、小泉農林水産大臣、赤澤国務大臣、中野国土交通大臣、城内国務大臣、伊藤復興大臣、村上総務大臣、滝波農林水産副大臣、瀬戸内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、
令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第216回国会提出）（衆議院送付）
令和5年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第216回国会提出）（衆議院送付）
令和5年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（第216回国会提出）（衆議院送付）
令和5年度特別会計予算総則第21条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（第216回国会提出）（衆議院送付）

以上4件について討論の後、いずれも承諾を与えるべきものと議決した。

〔質疑者〕

有村治子君（自民）、進藤金日子君（自民）、古賀千景君（立憲）、大椿ゆうこ君（立憲）、古賀之士君（立憲）、宮崎勝君（公明）、三浦信祐君（公明）、秋野公造君（公明）、山口和之君（維新）、柳々瀬裕文君（維新）、浜口誠君（民主）、大門実紀史君（共産）

（令和5年度一般会計原油価格・物価高騰対策及び賃上げ促進環境整備対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書）

賛成会派 自民、公明、民主

反対会派 立憲、維新、共産

（令和5年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書）

賛成会派 自民、公明、民主、共産

反対会派 立憲、維新

(令和5年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書)

賛成会派 自民、公明、民主

反対会派 立憲、維新、共産

(令和5年度特別会計予算総則第21条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書)

賛成会派 自民、立憲、公明、民主、共産

反対会派 維新

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、国会法第105条の規定に基づく本委員会からの会計検査の要請に対する結果報告に関する件について原田会計検査院長から説明を聴いた。

○令和7年6月9日(月) (第9回)

— 締めくくり総括質疑 —

- 令和5年度決算外2件について石破内閣総理大臣、加藤財務大臣、中野国土交通大臣、小泉農林水産大臣、福岡厚生労働大臣、村上総務大臣、鈴木法務大臣、岩屋外務大臣、あべ文部科学大臣、武藤経済産業大臣、高橋国土交通副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行理事中村康治君に対し質疑を行い、討論の後、

令和5年度一般会計歳入歳出決算、令和5年度特別会計歳入歳出決算、令和5年度国税収納金整理資金受払計算書、令和5年度政府関係機関決算書を議決し、令和5年度決算審査措置要求決議を行い、

令和5年度国有財産増減及び現在額総計算書及び令和5年度国有財産無償貸付状況総計算書をいずれも認すべきものと議決した後、

加藤財務大臣、村上総務大臣、岩屋外務大臣、あべ文部科学大臣、小泉農林水産大臣、武藤経済産業大臣、中野国土交通大臣、浅尾環境大臣、中谷防衛大臣、平デジタル大臣及び伊藤復興大臣から発言があった。

[質疑者]

片山さつき君(委員長質疑)、西田昌司君(自民)、酒井庸行君(自民)、横沢高德君(立憲)、塩村あやか君(立憲)、高橋光男君(公明)、下野六太君(公明)、串田誠一君(維新)、竹詰仁君(民主)、吉良よし子君(共産)

(令和5年度一般会計歳入歳出決算、令和5年度特別会計歳入歳出決算、令和5年度国税収納金整理資金受払計算書、令和5年度政府関係機関決算書)

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維新、民主、共産

(内閣に対する警告)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

(令和5年度決算審査措置要求決議)

賛成会派 自民、立憲、公明、維新、民主、共産

反対会派 なし

(令和5年度国有財産増減及び現在額総計算書)

賛成会派 自民、公明

反対会派 立憲、維新、民主、共産

(令和5年度国有財産無償貸付状況総計算書)

賛成会派 自民、立憲、公明、共産

反対会派 維新、民主

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査及びその結果の報告を求めることを決定した。

(3) 委員会決議

—令和5年度決算審査措置要求決議—

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 農林水産省共通申請サービスの不適切な制度設計について

農林水産省共通申請サービス（eMAFF）は、農林漁業者等の利便性向上及び国・自治体職員の事務負担軽減のため、同省所管の全3,300手続をオンラインで申請できるよう構築されたシステムである。同省はeMAFFの成果目標として「令和7年度中にオンライン利用率60%」を掲げているが、実績は2年度にはわずか0.3%と極めて低調で向上の兆しが見受けられず、申請件数が非常に少ない約2,700手続も含む全手続をオンライン化したことで整備・運用保守費用が膨張し、3年度から5年度までの執行額は毎年度40億円を超えていることが明らかとなった。

政府は、令和元年閣議決定のデジタル・ガバメント実行計画で費用対効果が見合わない手続等はオンライン化の対象から除くとしていたにもかかわらず、企画立案における事前検証が不十分であったために利便性の低いシステムに多額の国費を費やしたことを重く受け止め、利用者のニーズや申請状況を適切に把握し、費用対効果を厳格に見極めた上で、システムの抜本的な見直しを行うべきである。

2 福島再生加速化交付金により設置造成された基金の有効活用について

福島県及び管内市町村等は、国から交付された福島再生加速化交付金を原資として設置造成等した加速化交付金基金により、複数年にわたり帰還・移住等環境整備等の事業を実施している。令和4年度末時点の基金保有額について会計検査院が検査したところ、文部科学省、農林水産省及び国土交通省がそれぞれ所管する5市町村の60事業21億145万円は、完了から1年以上が経過し、使用見込みがないにもかかわらず、各所管省は保有額が過大となっていないか十分に確認せず、国庫返還するよう指示をしていなかったことが明らかとなった。

政府は、令和元年にも会計検査院から同様の指摘がなされていたこと及び適時に国庫返還していれば復興予算の財源として有効活用できていたことを重く受け止め、基金の執行状況を適時適切に把握するとともに、復興庁、各所管省庁及び関係自治体の緊密な連携により再発防止を徹底し、復興を加速させるべきである。

3 スマートシティ推進事業によるサービスの低調な利用実態について

総務省が平成29年度から実施してきた地域課題解決のためのスマートシティ推進事業は、デジタル技術やデータの活用により地域が抱える様々な課題の解決を目指すスマートシティの取組を支援するため、地方自治体等による都市OSの整備等に係る経費を補助するものである。しかし、財務省の予算執行調査において、本事業により提供されるサービスの住民による利用状況が極めて低調であること、地域間・分野間のデータ連携が進んでいないことが明らかとなり、スマートシティならではの取組は不十分と指摘された結果、令和6年度で廃止される事態となった。

政府は、多額の予算を投じてきたにもかかわらず、本事業が住民のニーズに合致したサービスの提供につながらなかったことを重く受け止め、スマートシティ施策については、今般の事態を教訓とし

て、住民のニーズや費用対効果、データ連携の実現可能性などを十分に調査・検討し、再発防止に万全を期すべきである。

4 効果が発現していない政府開発援助（ODA）事業について

政府開発援助（ODA）事業について、会計検査院が検査したところ、カンボジアの通信基幹ネットワーク整備事業において、独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施条件の見直しなどの検討を十分に行わなかったため、固定電話サービスの利用率が目標値61%に対して令和4年時点で0.16%と大きく下回っていた事態や、ガーナの保健センター建設計画において、大使館が事業実施機関に対して資金計画等を見直させるなどの働きかけを十分に行わなかったため、スタッフ宿舍等は完成したが、肝腎の保健センターが未完成であった事態など、事業の効果が十分に発現していないことが明らかとなった。

政府は、ODA事業に対する度重なる会計検査院の指摘や本委員会の決議を真摯に受け止め、過去の教訓をガイドライン等に取り入れるなどして、在外公館等における相手国との緊密な意思疎通や事業の進捗の適切な把握により再発防止を徹底するのみならず、国民が物価高騰で苦しむ中で国際協力を行う必要性への理解を得るべく、各事業の費用、効果及び進捗を分かりやすく公表し、ODAの意義について説明を尽くすべきである。

5 補正予算の執行状況の公表について

補正予算は、財政法において特に緊要となった経費に必要な予算の追加を行う場合等に限り作成できるとされているが、会計検査院が検査したところ、令和4年度一般会計において、歳出予算現額の全てが補正予算による追加額である予算科目10兆9,123億円のうち、54.3%に上る5兆9,318億円が5年度に繰り越されていたことが明らかとなった。また、国の決算書では、補正予算や予備費による追加額を特定して執行状況を把握することが原則としてできない中で、予備費に係る執行状況は各府省庁のホームページにおいて公表されている一方、補正予算に係る執行状況は公表されていない。

政府は、平成27年度決算検査報告においても補正予算に計上された予算の翌年度繰越率が高い傾向であることを踏まえて、適切な執行等に努める必要があるとされていたにもかかわらず、同様の指摘を受けたことを重く受け止め、財政法の趣旨との整合性や事業効果の検証に資するべく、補正予算による追加額に係る執行状況を公表し、国民への説明責任を果たすべきである。

6 事業の委託契約等における透明性の確保について

経済産業省が令和4年度第2次補正予算（4年12月成立）で造成した基金により実施しているリスクリングを通じたキャリアアップ支援事業では、事務局を委託した会社の子会社等に業務が再委託・再々委託されていたこと、再々委託された会社の設立が同年3月にもかかわらず、過去の実績等を踏まえて選定したとされていたことが判明した。また、資源エネルギー庁の電気利用効率化促進対策事業及び電気・ガス価格激変緩和対策事業では、会計検査院が検査したところ、事務局の事務費の委託費率がそれぞれ83.5%及び71.2%と委託理由書提出の基準を大きく超えていたが、同理由書に委託等を要する具体的な理由の記載がなく、その妥当性や適切性を確認できない状況であることが明らかとなった。

政府は、本委員会が4年6月に行った措置要求決議を受けて、委託契約等における公平性確保や委託理由書による妥当性の確認を行うとしていたにもかかわらず、今般の事態が明らかとなったことを重く受け止め、委託事業全般において委託理由書の様式等の見直し及び事後検証の手の整備を行い、委託契約等に係る透明性の確保に取り組むべきである。

7 高額所得者等に対する公営住宅の明渡請求等の実施状況について

国土交通省は、公営住宅を整備して管理する地方公共団体（事業主体）に交付金等を交付しており、平成16年及び22年に高額所得者への公営住宅の明渡請求や収入未申告者への収入調査等を適切に実

施するよう事業主体への個別の技術的助言や全国会議における周知、その実施状況等の実態調査やヒアリングを行っているが、公営住宅入居世帯に占める高額所得者、収入超過者及び収入未申告者の割合が令和5年度末時点で8.7%に上っている。一方、会計検査院による検査では、高額所得者等に対する明渡請求等が適切に実施されていなかった事態や、同省が平成24年6月以降事業主体への技術的助言等を行っておらず、令和元年度には一旦実態調査の対象から収入未申告者への措置の実施状況を除外していたことが明らかとなった。

政府は、公営住宅の応募倍率や入居率が高くなっている中、公営住宅を必要とする低額所得者が入居できるよう事業主体を支援すべき責任があることを改めて認識し、実態調査を適時適切に行うとともに、技術的助言等を徹底し、低額所得者に対して的確に公営住宅が提供されるよう取り組むべきである。

8 循環型社会形成推進交付金の過大交付が繰り返されている事態について

環境省は、循環型社会形成の推進に必要な廃棄物処理施設の整備事業等を支援するため、循環型社会形成推進交付金を市町村等に交付している。会計検査院が検査したところ、交付対象とはならない構内道路等に係る整備費用を交付対象事業費に含めるなどして2県の3事業主体において交付金が過大に交付されていた事態が明らかとなった。同交付金については、類似の指摘が繰り返されており、平成21年度から令和5年度の検査報告における指摘金額の合計は、不当事項だけでも10億円以上となっている。

政府は、これまで再発防止策を講じてきたにもかかわらず、会計検査院から再三にわたり指摘を受けるなど、再発を防止できていないことを重く受け止め、完了した事業も含めて類似の事態の有無を調査するとともに、ミスの根絶のための電子的なフォーマットの活用、市町村等に対する交付金制度の内容や会計検査院の指摘事項等の周知徹底の強化により、再発防止に万全を期すべきである。

9 防衛省の契約において実績が反映されていない過大な支払が繰り返されている事態について

令和5年度決算検査報告では、海上自衛隊の横須賀及び呉の両地方総監部が、潜水艦に搭載されている鉛主蓄電池の充電に係る契約において、実績電力量が予定電力量を下回っていたにもかかわらず、契約を変更せず予定電力量に基づき8,132万円を過大に支払っていた事態が指摘された。防衛省の契約については、平成27年度の自衛隊基地等の電気需給契約、30年度の携帯無線機用電池の調達契約、令和3年度の弾薬等の技術支援に係る請負契約など、近年の検査報告において同様に使用実績を反映することなく過大な支払を行っていた事態が繰り返し指摘されている。

政府は、会計検査院から再三にわたり指摘を受けているにもかかわらず、防衛省内で組織横断的な是正措置が講じられていないことを重く受け止め、調達要求及び精算の各段階で使用実績が確実に反映されるよう改めて周知徹底するとともに、省内の会計監査等において不適切な事例が確認された場合には、確認体制の整備や支払要領の見直しなどを行い、再発防止に万全を期すべきである。

10 防衛省の定める設計要領等の不備について

防衛省地方防衛局等が発注する自衛隊施設の給水管又は汚水排水管（両配管）の埋設工事では、汚水排水管の漏水による給水管内の上水の汚染を防ぐため、上水設計要領において両配管を平行又は交差して埋設する場合の位置関係等に関する条件を定め、同条件を満たさない場合には給水管を保護することとされている。10地方防衛局等の65契約を会計検査院が検査したところ、下水設計要領に位置関係等の条件に係る規定がなく、上水設計要領に給水管の具体的な保護方法が明記されていなかったことなどにより、6地方防衛局の15契約34か所において、両配管の位置関係等の条件を満たしていない給水管が保護されておらず、上水が汚染されるおそれがある状態となっていた事態が明らかとなった。

政府は、自衛隊施設や防衛装備品に係る設計要領等の不備が自衛隊員のみならず、国民の生命・財

産等に影響を及ぼす可能性があることを重く受け止め、設計要領等に不備がないか精査するとともに、関係者からの不明瞭な点に関する問合せ内容を網羅的に蓄積した上で分析し、必要な改正を行うことにより、自衛隊施設等に係る安全性の確保に万全を期すべきである。